

平成 20 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審査会

会 議 概 要

1 開催日時 平成 20 年 6 月 26 日（木） 午前 10 時～12 時

2 開催場所 湯梨浜町役場 東郷庁舎 2 階 第 1 会議室
（鳥取県東伯郡湯梨浜町大字龍島 500）

3 出席者

<委員> 岩井 和由・岸田 和久・有田 敬・大月 悦子・尾崎 義人

<事務局> 西山事務局長・田中総務課長・宮脇業務課長・香川

4 会議内容

1 開 会

2 あいさつ

【事務局長】

- ・制度開始になったが、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）についていろいろな批判をうけている。保険者証が届かなかつたり、制度について十分周知できてなかつたりということもあり、制度の廃止というような声までもでてきている。
- ・この医療制度は、高齢者の方々へ負担をおしつける制度ではなく、自己負担の 1 割を守りながら、保険料についても公費や若い方々からの支援で負担しながら、お互い支えあつて医療制度を守っていこうというものであり、今後少子高齢化が進んでいくなか、国民皆保険制度を維持していくためには、必要な制度でないかと思う。低所得の方々への配慮についても、今以上の軽減措置について準備をすすめている。今後、理解を得ながら進めていきたい。
- ・4 月から制度が始まり、重要な個人情報であるレセプトというものを広域連合の方で保有することになった。個人情報については個人情報保護条例に基づき適切な運用を図るのだが、レセプト等の取扱いについて、死者のレセプトといった部分も含めて、審議をお願いしたい。

【会長】

- ・この制度もよく考えられてつくられたものであると思うが、いろいろ問題が出てきている。その問題を解決しながら、充実したよい制度にしていきたい。

3 審 議

1) 死者に関する個人情報の取扱いについて

【事務局説明】（総務課 香川）

①諮問の趣旨及び内容説明

- ・国の法令では、生存する個人に関する情報を「個人情報」としており、死者に関する情報は含まれていない。開示請求できるのは本人のみであり、死者に関する個人情報について遺族等への開示請求権は認めていない。

- ・厚生労働省は、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」（保険局長通知）のなかで、死者に関する情報についても、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとし、照会があった場合は、遺族に対して診療報酬明細書等の個人情報の提供を行うものとする。
- ・このような状況の中、診療報酬明細書等の開示請求があった場合等、死者に関する情報の取扱い等について、意見を求めるものである。

②当広域連合における死者に関する個人情報の考え方及び方向性

- ・死者に関する個人情報については、条例で定める「個人情報」に該当するものであり、保護する必要がある。しかし、遺族等への開示請求権は認めていない。
- ・医療や福祉の分野においては、既に死者に関する情報の遺族への開示が進展している現状をふまえ、後期高齢者医療に係る診療報酬明細書等の開示についての取扱いは、遺族に開示請求権を認めるものではなく、遺族からの「開示依頼」に基づく提供であり、個人情報保護条例第8条第2項に規定する目的外提供（個人情報保護条例第8条第1項第6号に該当する場合（実施機関が審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき））を適用して提供する。
- ・診療報酬明細書等の開示請求及び開示依頼の取扱いについては、要領等により規定し、運用する。

【質疑応答】

- 例えばどんな場合に遺族がレセプトの開示を請求されるのか。（委員）
⇒医療ミス等に係る訴訟に関する資料として確認のため、開示請求されるようなケースも考えられる。（事務局）
- もともと個人情報保護条例のなかには死者の個人情報は入らないと思うが。（委員）
⇒国が定める法令では「生存する個人に関する情報」を「個人情報」と定義しているが、当広域連合の条例においては、「生存する個人」と限定してはいない。（事務局）
- 権利行使の主体ということになると、亡くなったことによって、行使主体がいなくなってしまう（開示請求する人間がいなくなってしまう）。開示を請求する本人がいなくなるということと、情報を保護するということは別のこと。守ることは守るのだが、権利行使となると生きていた人間を前提に考えることになる。条例10条のなかに、いらなくなった個人情報はすみやかに廃棄するとある。レセプト関係についても保存期間が過ぎれば、廃棄されるということになる。廃棄されるまでの期間に開示請求を受けた場合、どのように取扱うかということである。（会長）
- 診療報酬明細書の保存期間は何年ぐらいか。（委員）
⇒厚労省からの通達によると、政管健保や国保については5年とある。これは、地方自治法第236条に規定する金銭債権の消滅時効や会計法第30条の規定によって、5年とされている。（事務局）
- 廃棄ということになると、医療過誤の訴訟をおこそうとした場合、訴訟しようと思っても資料がないというようなことにならないか。速やかに廃棄しなさいということは、責任回避ともとれる。また、相続人等は、死んだ人間がどんな治療を受けてきたのか知ることが差し支えないのではないか。審議会にかけて判断しないと出せないようなことなのか。開示が前提であるという考え方が当たり前であって、隠そうとするのではなく、遺族等からの請求があれば躊躇することなく出せばいいと思う。（委員）
- 情報の保有期間については、ずっと保存しているのがいいとは思わない。相続人全員に

開示するということになる、相続人の範囲は広いので悪影響が多いのではないかと思う。相続人の範囲をどこまでにするかということになる。(会長)

- 死者の情報も生存者と同じように人権があるわけだから、保護するのであれば死者の情報であっても出すべきではないかと思う。相続人の関係については、多い場合も少ない場合もあるし、相続人間での争いがある場合もあるので、なかなか判断することはむずかしい。レセプトの保存期間についても、長く保存しておいても、いいことばかりに使われるのならいいが、悪いことにも使われることもあるだろうし、むずかしいところである。基本的には亡くなった人の情報の開示を相続人にすることについては認めてもいいのではないかと思う。ただ、誰にでもということではなく、どういう事情かということをしかりと審査されて出されるべきだと思う。(委員)
- ここで問題になっているのは、死者と相続人を本当に同一視するかのように、同様に権利を認めていいのかということである。死者にも亡くなった方の気持ちがあるので相続人だから当然権利を認めてよいということにはならない。個人情報保護条例でも自分の情報については開示請求権を認めていますが、相続人には開示請求権は認めていない。原則、自分の情報ということで権利が発生しているものである。そうした場合亡くなった方の情報が開示できなくなってしまうので、行政サービスの一環としてできるだけ情報を開示していく方向での話が進んでいる。開示をすすめていく手続きについて、これから話があると思うが、具体的なルールづくりをしていく必要がある。(委員)
- やはり、ある程度規制をかけておかないと、「開示できる」としてしまわないほうがいい。「個人」の情報は「個人」以外には認められないということが大前提なことだと思う。(委員)
- 亡くなった人の情報も生存している人の情報と同じように「個人情報」の枠のなかにいれることについては、法令的には問題はないか(委員)
- もともと「個人情報」のなかに死者の個人情報も入れてもいいのではないかという意見もあったが、現在において個人情報保護法で保護されるのは「生存する個人に関する情報」に限られている。ただし、今回の条例のように、行政が管理する上で死者の個人情報も生存者の個人情報も同様に適正に取り扱い、開示請求権という権利の主体としては死者を含めないという考え方もありますので、保護法とは違うが、条例として問題はない。(委員)
- 死者の情報が個人情報からはなれたものになってくれば、行政が保管する情報の開示ということで、もとめることができるのではないか。(委員)
⇒「情報公開条例」もあり、誰でも請求ができるようになっている。ただ、制限があり、個人に関する情報は基本的に開示できないことになっている。(事務局)
- 個人情報保護条例第8条第1項第6号に該当する場合として情報提供するということだけでも、この後レセプト開示に係る取扱要領を審議しますよね。これは開示するにあたってのルールづくりだと思うのだけど、この取扱要領を審議会のなかで審議して認めていく方向であれば、原則取扱要領に基づけば審議会の意見は不要で開示されるのか、それとも、ルールはルールで一応つくるのだけど、別に審議会を開いて毎回開示の必要があるのかどうかとういことを審議するのか。(委員)
⇒今回の審査会において取扱要領が認められれば、今後取扱要領によって提供していくということで、毎回ケースが出ることに審査会を開催して意見を聴くということではない。(事務局)
- 基本的には、事務局の提案とおりの考え方でいいのではないか。(会長)

【賛同(委員)】

2) 「診療報酬明細書等の開示に関する取扱要領」(案)の制定について

【事務局説明】(業務課 課長)

① 諮問の内容

- ・生存者に関するレセプトについては個人情報保護条例第13条に基づく開示請求、死者に関するレセプトについては個人情報保護条例第8条第2項に基づく提供依頼によって開示することについて、「診療報酬明細書等の開示に関する取扱要領」を制定し、運用することについて、審査会の意見を求めるものである。

② 諮問の趣旨及び内容説明

- ・医療分野の個人情報においては、「個人情報の保護に関する基本方針」等において、特に適正な厳格な実施を確保する必要があるとされている。また、厚生労働省は保険局長通知において、個人情報の保護に関する法律等個人情報保護関連法令の趣旨および法令に基づく手続きを確認する観点から、具体的な開示手続きを定めるよう通知している。
- ・生存者に関するレセプトの開示請求があった場合は、保険医療機関に開示することに関して診療上の支障が生じないこと等を確認するために意見を聞くこと及びその手続き、様式等について、死者に関するレセプトの提供依頼があった場合は、提供できる遺族の範囲及び責務、提供依頼の手続き等について定めた等を規定した「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」を定めることについて、意見を求めるものである。

③ 診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領の概要

1) 制定の趣旨

- ・広域連合が保有する診療報酬明細書等(レセプト)について、被保険者等から開示請求があった場合における取扱いに関し、基本的事項を定めるものである。
- ・個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮しつつ、被保険者等への行政サービスの向上を図るとともに、レセプト開示事務の適正な遂行等を確保する。

2) 開示対象となるレセプト

- ・広域連合が保有するレセプト

3) 開示請求ができる者

- ・被保険者及び被保険者の遺族
- ・上記の者の法定代理人又は任意代理人

4) 不開示又は部分開示となる場合

- ・被保険者に傷病名が知られることにより、診療に支障が生ずるとき
- ・医師の個人情報が含まれているとき
- ・条例第15条の「不開示情報」に該当する場合

5) 開示の事務処理

- ・受付及び開示の事務は、広域連合で実施し、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内に決定する

6) 開示に係る費用

- ・写しの交付を行う場合は、レセプト1枚につき10円(白黒)
- ・郵送による交付を行う場合は、郵便料金相当額を徴収

【質疑応答】

○第4条第1項に「適否について確認をし」とあるが、これはなぜ医療機関へ確認するのか。(委員)

⇒医療機関へ開示してよろしいか照会するものである。様式1によって医療機関へ照会

し、様式2によって回答をいただくようにしている。様式2のなかで、基本的には開示ということが前提だが、開示できない場合には、きちんと理由も書いていただくようにしている。その場合とは、(注)のところにもあるが、開示することによって患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす恐れがある場合に限定するという基本的な考えのもとに回答をしていただく。(事務局)

○レセプトでは、使用した薬剤等がわかるのか。(委員)

⇒保険診療外のものにはわからないが、保険診療として支払ったものについてはわかる。(事務局)

○診療上の支障がある場合には開示できないことがあるということだが、家族は知っているが本人だけが知らないケースもある。開示できない場合の理由としての様式2の記入例としては適切か。(委員)

⇒これは、医療機関から広域連合への回答であり、本人へ回答するものではない。(事務局)

○現在、病院で診療を受ける場合、診療について聞けば病院は提供しなければならないことになっている。診療内容については病院にきけばいいのに、なぜ広域連合でレセプト等の開示請求を取扱わなければならないのか。(委員)

⇒基本的には医療機関で情報をとってもらうのが原則だと思う。しかし、広域連合としては、医療機関から診療報酬を払うための目的で送られてきたレセプトを保有しているため、個人の方から開示請求あったときには、情報を開示しなければならない。ただ、開示するにあたっては、医療機関が治療を行う上での悪影響を及ぼしてはいけないので、医療機関へ照会するものである。本来は、広域連合が積極的に治療の確認のために情報提供するものではなく、診療報酬を払うためにもっている情報をいかに保護し、本人に必要な部分は提供していくということである。(事務局)

○遺族の定義に関することだが、「父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者」とあるが、範囲が不明確である。むずかしいとは思いますが、法定相続人とか何親等内というような区切りをつけておいた方がよいのではないか。(委員)

○「父母、配偶者若しくは子」に該当する者がいない場合に「これらに準ずる者」になるという解釈だと思う。故人が自分の情報をどういう具合に考えているかということがある。あくまでも保護しようというのがベースである。それにかわって特別な場合に開示する場合なので、あまり広げてしまっても困る。限定をかけようと思うと表現が難しく、いろいろなケースがあるので「これらに準ずる者」としておく方が対応しやすいのではないか。(会長)

○開示を求めようとする方からすると、判断基準がみえない。基本的に法律は明確に規定すべきである。亡くなった方の個人情報を同じように情報提供をうけることができるというのも考えもの。個人の情報と故人の情報を相続人として請求する場合は区別すべき。どこで区切るのかは、何に使うのかという点である。自分の情報ではなく、亡くなった方の情報なので全部開示というのもおかしいと思うので、そこをどう調整するかだと思う。(委員)

○「これらに準ずる者」としておいて、行政だけの判断では問題があるので審議会にかけて判断するという方向でいくのがいいのではないか。(会長)

○この取扱要領は、他の例を参考にして作成されたのか？(委員)

⇒基本的には、厚労省の通知による規定を参考にした。厚労省から通知があったものももっと細かく規定してあったが、広域連合の条例との整合性がとれなくなってしまうので、広域連合の条例を基にして作成した。厚労省のなかでも「これらに準ずる者」に

- なっている。国保、社保等についても同様である。(事務局)
- 遺族との関係を証明する戸籍を求めたり、使用目的も書くようになっているので、かなり限定されていて、悪用されるようなことは無いのではないかと思う。(委員)
 - 請求してくる本人確認はどのようにしておこなうのか。(委員)
 - ⇒免許証等によって行う。条例に規定がある。本人と遺族との関係については戸籍や住民票によって行う。(事務局)
 - 要領の概要の3だが、開示請求ができる者として3つ並んでいるが、開示請求と開示依頼を入れておいたほうがよい。混乱が無いと思う。(委員)
 - ⇒4のところも、医師の個人情報が含まれるということも、含まれていても開示して差し支えなければ開示するということである。(事務局)
 - この審査会で基本的な了解を得たということを前提に、提供依頼に対して目的外提供という形で提供させていただこうと思っている。個別ケースごとに審査会の方へ諮問をかけるということではない形でさせていただきたい。(事務局)
 - 疑問点等あれば事務局の方へ連絡していただき、事務局から会長へ連絡し相談して質問者へお返しするということにしたい。(会長)
 - 訴訟にならなくても、代理人として弁護士から請求ということもあると思うが、その場合の扱いはどうか。(委員)
 - ⇒委任状の代理事項の内容によるが、対応はできる。(事務局)
 - 郵送依頼の場合の本人確認はどうするのか。(会長)
 - ⇒原則的には、窓口を原則にしている。情報公開条例では郵送というのはあるのだが、個人情報保護条例では閲覧または写しの交付のどちらかを原則にしている。ただ郵送料という規定もあるので、どうしても郵送を希望された場合には「親展」等なんらかの形で郵送するしかないと思っている。(事務局)
 - 取扱要領について、原案的にはよいとするが、疑問点があれば事務局へ出してください。(会長)

3 その他

・答申の方法について

会長と事務局で相談しながら答申書(案)を作成し、委員全員に見ていただき、意見をいただいた後、答申書を提出することとする。

4 閉会